

佐市地政第572号  
令和2年3月24日

佐賀市地域振興部長

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の一部改正について

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次条第1号」を「次条」に改め、「同条第2号において同じ。」を削る。

第3条を次のように改める。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、月額10,000円（特急定期券を利用して通勤する場合であって、特急利用区間が佐賀駅から鳥栖駅まで、佐賀駅から新鳥栖駅又は佐賀駅から肥前山口駅までのいずれかの区間であるときは月額6,000円）とする。

第4条第3項第5号を次のように改める。

(5) 就労証明書（様式第2号）

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（調査等）

第11条 市長は、この要綱に基づく補助金の交付及びこの要綱に基づく補助金の効果の検証のため必要な調査を実施することができる。

2 市長は、前項の調査のため必要があると認めるときは、補助対象者（補助事業が終了して3年を経過しない者を含む。）に対して、必要な書類の提出を求めることができる。

附則第3項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 佐賀市長

住所

氏名

㊞

電話番号

Email

佐賀市補助金等交付規則第3条及び佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

新規申請・継続申請の別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
補助対象区間 (定期券利用区間のうち特急列車・高速バス利用区間)	～
補助対象期間	令和 年 月 (申請日の属する月) から 令和 年 月まで か月
交付申請額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・卒業証書の写し (新規就労者・新規申請のみ)</li><li>・住民票の除票又は戸籍の附票 (転入者・新規申請のみ)</li><li>・住民票の謄本</li><li>・市税等の滞納がないことが分かる証明書 (完納証明書)</li><li>・就労証明書</li><li>・現に保有している定期券の写し</li></ul>

同意書

私は、この補助金の交付を受けるにあたり、補助期間終了後3年を経過するまで、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第11条の規定により佐賀市長が住民基本台帳その他の公簿等の調査を行うことに同意します。

氏名

㊞

誓約書

私は、別紙「暴力団排除に関する事項」について確認し誓約します。

氏名

㊞

## 暴力団排除に関する確認事項

私は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

様式第2号(第4条関係)

就労証明書

被雇用者名		生年月日	年 月 日
勤務先	(通常勤務する場所)		
	住所	電話番号	
	事業所名		
就労年月日	年 月 日から	就労中	
	年 月 日まで	(終期がある場合)	
常勤・非常勤 の別	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 ※常勤 事業所の所定労働時間を通じて勤務する勤務形態のこと		

上記のとおりであることを証明します。

令和 年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

(担当者名)

※ この証明書は、佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付事務のために使用します。なお、記載内容について、電話等により照会させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】佐賀市地域政策課 (0952-40-7210)

様式第4号中を次のように改める。

様式第4号(第7条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(あて先) 佐賀市長

住所

氏名

印

電話番号

Email

佐賀市補助金等交付規則第8条第1項及び佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

変更の理由	
-------	--

変更後		期間1	期間2
補助対象区間等	補助対象区間	～	～
	補助対象期間	令和 年 月から 令和 年 月まで か月	令和 年 月から 令和 年 月まで か月
交付申請額		円	円
添付書類		・就労証明書（就労状況について変更がある場合のみ） ・現に保有している定期券の写し	

様式第5号中「平成・」を削る。

様式第6号を次のように改める。



様式第6号(第8条関係)

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 佐賀市長

住所

氏名

印

電話番号

Email

佐賀市補助金等交付規則第12条及び佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

		期間1	期間2
補助対象期間等	補助対象区間	～	～
	補助対象期間	令和 年 月から 令和 年 月まで か月	令和 年 月から 令和 年 月まで か月
補助対象額		円	円
添付書類		補助対象期間における定期券の利用を証する書類	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和2年3月24日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前までにはじめてこの要綱による改正前の佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号）に係る補助金の交付を申請した者についてこの要綱による改正後の佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の第3条の規定の適用については、同条中「10,000円」とあるのは「15,000円」と、「6,000円」とあるのは「9,000円」とする。
- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をして使用することができる。